

# 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」及び「装置型式指定規則」等の一部改正について

## 1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、チャイルドシートの安全性を向上するため、新たに「年少者用補助乗車装置に係る新協定規則（第 129 号）」（以下「新チャイルドシート規則」という。）を採用することとします。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」（以下「細目告示」という。）、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）」等を改正することとします。

## 2. 改正概要

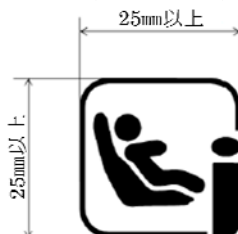
### （1）細目告示の改正

#### ① 年少者用補助乗車装置（細目告示第 32 条、第 110 条、第 188 条関係）

「新チャイルドシート規則」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

#### 【改正概要】

- これまで実施していた前面衝突試験・後面衝突試験に加え、側面衝突試験を実施する等チャイルドシートの安全性を向上させます。
- チャイルドシートに以下の表示を義務付けることとします。



※チャイルドシートの基準として、従来より採用している「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第 44 号）」（以下「旧チャイルドシート規則」という。）についても、当分の間、有効とします。

#### 【適用時期】

平成 26 年 1 月 26 日以降

#### ② その他

誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされた協定規則について、国内法令も同様に改正します。

### （2）装置型式指定規則の改正

「新チャイルドシート規則」の採用に伴い、第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）を改正します。

#### 【改正概要】

- 「新チャイルドシート規則」に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」

について、型式指定を受けたものとみなすこととします。

- 当分の間、「旧チャイルドシート規則」に基づき認定された「年少者用補助乗車装置」についても、型式指定を受けたものとみなすことができることとします。

### **3. スケジュール**

公布：平成 26 年 1 月 24 日

施行：平成 26 年 1 月 26 日

※UN規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_mar13.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar13.html)